

9 月定例会提出予定議案

条 例 ・ 事 件 決 議

令和 8 年 9 月 1 6 日

出 納 局
危機管理部

<目次>

- 1 収入証紙条例を廃止する条例 3
- 2 公益財団法人都道府県センターに対する出捐 4

1 収入証紙条例を廃止する条例

1 制定の理由

本県では、手数料の徴収に関する事務の効率化を図るため、収入証紙条例において兵庫県収入証紙（以下「証紙」という。）による収入の方法を定めている。

近年、証紙による手数料の納付方法の代替手段として、電子納付やキャッシュレス端末の整備が進んだこと等を踏まえ、証紙を廃止する。

2 制定の概要

収入証紙条例を廃止する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和9年10月1日

(2) 経過措置等

ア 証紙販売：令和9年9月末まで

イ 証紙使用：令和10年3月末まで

ウ 未使用証紙の払戻：令和14年9月末まで

(3) 改正する条例

ア 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正

イ 情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例の一部改正

2 公益財団法人都道府県センターに対する出捐

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対する被災者生活再建支援金の支給に対応するため、被災者生活再建支援基金に充てるために必要な資金として、公益財団法人都道府県センターに次のとおり出捐しようとする。

1 出捐先団体

公益財団法人都道府県センター

2 出捐金額

1,547,237千円